

社会福祉法人 苫前町社会福祉協議会介護サービスの利用について

苫前町社協では、介護保険制度のもとで居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者としての指定を受け、ケアマネジャーによる介護サービス計画(ケアプラン)の作成から、ヘルパーによる身体介護や生活援助、福祉有償運送事業を行っています。

また、障害者自立支援法のもとで、障害者福祉サービス事業者としての指定を受け、支給決定を受けた方に対しヘルパーを派遣し、利用者が可能な限り居宅で自立した日常生活を営むことが出来るように、食事や入浴、排泄の介護、その他移動介助など生活全般にわたる援助を行っています。

これらのサービスを利用するには、苫前町役場保健福祉課しあわせ係又は、苫前町役場税務町民課に申請の上、要介護認定(介護保険制度)または支給決定(自立支援制度)を受ける必要があります。

※詳しくは、下記の居宅介護支援事業所等へ、お気軽にご相談下さい。

苫前町社会福祉協議会ケアプランセンター (職員数3名) 指定居宅介護支援事業所

●サービス内容

- ・専門的な知識を積んだ介護支援専門員(ケアマネジャー)が、介護サービスをご利用される方の心身の状態や環境、ご意向、さらに、ご家族の要望をお聞きしながら、一緒に介護支援サービス計画(ケアプラン)を作成いたします。
- ・要介護認定(介護保険のサービス等を受けるための認定)の申請や、変更手続きの代行申請を行います。さらに、福祉用具貸与サービス、福祉用具の購入、住宅改修についての情報提供、相談、申請代行もいたします。
- ・作成されたサービス計画がスムーズに実施できるよう関係機関、サービス提供機関との連絡、調整を行います。
- ・ケアプラン作成の費用は、自己負担がありませんのでお気軽にご相談ください。

苫前町ヘルパーステーション (職員数5名) 指定居宅介護サービス事業所／指定障害者福祉サービス事業所

- ・ケアプランに基づき、在宅における家事や介護のお手伝いのため、ホームヘルパーを派遣します。ご契約者に対して、介護や日常生活のお世話、介護に関する相談等を提供します。



食事の介助



入浴の介助



清拭・洗髪



外出の介助



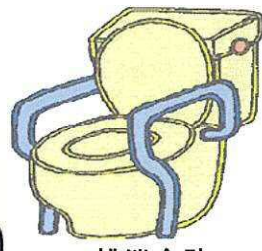
掃除・洗濯



買い物



調理



排泄介助